

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 22 日 (金) 第 476 号 の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定 ( 2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 肥料の登録の失効 (経営技術課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
- 公共測量の実施 ( 2 件) (監理課取扱い) 3

### 公 告

- 鹿 児 島 県 情 報 公 開 条 例 の 運 用 状 況 の 公 表 (学事法制課取扱い) 3
- 鹿 児 島 県 個 人 情 報 保 護 条 例 の 運 用 状 況 の 公 表 (学事法制課取扱い) 5

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7

### 警 察 本 部 告 示

- 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 等 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 の 技 術 の 利 用 等 に 関 す る 規 程 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る 対 象 手 続 の 告 示 (※) (情報管理課取扱い) 8

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 938 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 の 指 定 を 解 除 す る 予 定 で あ る 。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南九州市 穎娃町 郡字大野嶽山 4176 番・穎娃町 牧之内字二重堀ノ上 4875 番 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
干害の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 森 づ け り 推 進 課 及 び 南 九 州 市 役 所 に 備 え 置 いて 縦 覧 に 供 す る 。

### 鹿 児 島 県 告 示 第 939 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ り , 次 の と お り 保 安 林 の 指 定 を 解 除 す る 予 定 で あ る 。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除予定保安林の所在場所

南九州市颯娃町郡字大野嶽山4176番・颯娃町牧之内字二重堀ノ上4875番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第940号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和5年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和5年7月1日から令和6年6月30日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
13,800トン
- 3 知事管理漁獲可能量

| 知事管理区分              | 配分量      |
|---------------------|----------|
| 鹿児島県まき網まさば及びごまさば漁業  | 11,300トン |
| 鹿児島県その他のまさば及びごまさば漁業 | 現行水準     |

#### 鹿児島県告示第941号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和5年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

| 登録番号        | 肥料の種類     | 肥料の名称   | 保証成分量（%）                          | その他の規格                             | 生産業者       |                   | 失効年月日     |
|-------------|-----------|---------|-----------------------------------|------------------------------------|------------|-------------------|-----------|
|             |           |         |                                   |                                    | 氏名又は名称     | 住所                |           |
| 鹿児島県肥第1342号 | 加工家きんふん肥料 | a c m e | 窒素全量 4.0<br>りん酸全量 3.5<br>加里全量 2.0 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり | 株式会社原村ファーム | 出水市高尾野町大久保5313番地5 | 令和5年9月15日 |

#### 鹿児島県告示第942号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和5年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間               | 成果の名称    | 調査を行った地域    | 認証年月日      |
|------------|------------------------|----------|-------------|------------|
| 伊仙町        | 令和3年7月26日から令和5年2月12日まで | 地籍図及び地籍簿 | 伊仙町大字犬田布の一部 | 令和5年12月11日 |

|     |  |              |            |                     |
|-----|--|--------------|------------|---------------------|
| 伊仙町 | 令和 3 年 7 月 26 日から<br>令和 5 年 2 月 12 日まで | 地籍図及<br>び地籍簿 | 伊仙町大字伊仙の一部 | 令和 5 年<br>12 月 11 日 |
|-----|--|--------------|------------|---------------------|

**鹿児島県告示第943号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 7 月 31 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 西之表市国上地内

**鹿児島県告示第944号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 3 月 15 日まで
- 3 作業の地域 伊佐市

**公 告**

## 鹿児島県情報公開条例の運用状況の公表

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第29条の規定により、令和 4 年度の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公文書の開示の請求件数  
830件
- 2 公文書の開示、一部開示及び不開示の決定件数

| 区 分  | 件 数 |
|------|-----|
| 開示   | 246 |
| 一部開示 | 385 |
| 不開示  | 144 |
| その他  | 55  |
| 計    | 830 |

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

- 3 開示請求者の区分

| 区 分 | 件 数 |
|-----|-----|
| 県内  | 483 |
| 県外  | 347 |
| 計   | 830 |

- 4 開示請求の実施機関別処理状況

| 区 分        | 請 求<br>件 数 | 左 の 処 理 状 況 |      |     |     |
|------------|------------|-------------|------|-----|-----|
|            |            | 開 示         | 一部開示 | 不開示 | その他 |
| 知事         | 598        | 203         | 286  | 70  | 39  |
| 総務部        | 107        | 26          | 41   | 37  | 3   |
| 総合政策部      | 17         | 2           | 13   | 2   | 0   |
| 観光・文化スポーツ部 | 12         | 4           | 5    | 1   | 2   |

|                     |     |     |     |     |    |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 環境林務部               | 32  | 15  | 15  | 0   | 2  |
| くらし保健福祉部            | 138 | 37  | 73  | 18  | 10 |
| 商工労働水産部             | 21  | 7   | 11  | 0   | 3  |
| 農政部                 | 25  | 8   | 14  | 1   | 2  |
| 土木部                 | 55  | 34  | 16  | 1   | 4  |
| 危機管理防災局             | 5   | 3   | 1   | 1   | 0  |
| 国体・全国障害者スポーツ<br>大会局 | 1   | 0   | 1   | 0   | 0  |
| 出納局                 | 7   | 2   | 5   | 0   | 0  |
| 鹿児島地域振興局            | 22  | 8   | 14  | 0   | 0  |
| 南薩地域振興局             | 17  | 9   | 8   | 0   | 0  |
| 北薩地域振興局             | 20  | 11  | 9   | 0   | 0  |
| 始良・伊佐地域振興局          | 28  | 10  | 16  | 0   | 2  |
| 大隅地域振興局             | 41  | 15  | 18  | 6   | 2  |
| 熊毛支庁                | 13  | 3   | 5   | 2   | 3  |
| 大島支庁                | 36  | 8   | 21  | 1   | 6  |
| 工業用水道部              | 1   | 1   | 0   | 0   | 0  |
| 議会                  | 37  | 4   | 6   | 27  | 0  |
| 教育委員会               | 43  | 21  | 15  | 4   | 3  |
| 選挙管理委員会             | 30  | 4   | 23  | 2   | 1  |
| 人事委員会               | 3   | 0   | 2   | 1   | 0  |
| 監査委員                | 3   | 0   | 2   | 1   | 0  |
| 公安委員会               | 1   | 0   | 0   | 0   | 1  |
| 警察本部長               | 96  | 12  | 47  | 28  | 9  |
| 労働委員会               | 1   | 0   | 0   | 1   | 0  |
| 収用委員会               | 1   | 0   | 0   | 1   | 0  |
| 海区漁業調整委員会           | 3   | 0   | 0   | 3   | 0  |
| 内水面漁場管理委員会          | 1   | 0   | 0   | 1   | 0  |
| 県立病院事業管理者           | 8   | 0   | 4   | 2   | 2  |
| 鹿児島県住宅供給公社          | 1   | 0   | 0   | 1   | 0  |
| 鹿児島県道路公社            | 4   | 2   | 0   | 2   | 0  |
| 計                   | 830 | 246 | 385 | 144 | 55 |

## 5 審査請求の件数及びその処理状況

5件（処理中2件）

## 6 県政情報センターの利用状況等

## (1) 展示資料の内容及び資料数

| 区 分       | 内 容                                    | 資料数    |
|-----------|--|--------|
| 郷土資料      | 県史，市町村史，その他の史料                         | 783    |
| 県の資料      | 計画書，統計書，調査書，試験・研究資料，事務事業概要書，議案書，議会会議録等 | 36,740 |
| 県内市町村の資料  | 広報誌，市町村勢要覧，計画書等                        | 5,574  |
| 国・関係機関等資料 | 国勢調査，各種統計書，白書，研究書，調査報告書等               | 12,260 |
| 他都道府県の資料  | 都道府県史，統計年鑑，計画書等                        | 3,145  |
| 研究機関等の資料  | 調査報告書，研究書等                             | 1,396  |
| 一般資料      | 法規・辞典・年鑑類，地方自治，経済，産業一般，職員研修図書等         | 2,913  |
| 鹿児島の一般資料  | 地域政策，資源・エネルギー，都市計画，過疎，経済，情報・通信等        | 1,577  |
| 計         |  | 64,388 |

(2) 利用状況

| 区 分  | 人 数 ・ 冊 数 |
|------|-----------|
| 利用者数 | 5,635人    |
| 貸出者数 | 165人      |
| 貸出冊数 | 303冊      |

.....

鹿児島県個人情報保護条例の運用状況の公表

鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号）附則第2項の規定による廃止前の鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）の令和4年度の各実施機関における運用状況を次のとおり公表する。

令和5年12月22日

鹿児島県知事 塩田康一

1 個人情報取扱事務の登録件数

| 実 施 機 関         | 事務登録件数 | 事 務 区 分 及 び 件 数 |              |        |      |
|-----------------|--------|-----------------|--------------|--------|------|
|                 |        | 全庁共通事務          | 出先機関<br>共通事務 | 所属固有事務 |      |
|                 |        |                 |              | 本 庁    | 出先機関 |
| 知事              | 1,246  | 46              | 274          | 829    | 97   |
| 総務部             | 193    | 24              | 26           | 115    | 28   |
| 総合政策部           | 38     | 1               | 0            | 37     | 0    |
| 観光・文化スポーツ部      | 27     | 5               | 0            | 22     | 0    |
| 環境林務部           | 109    | 2               | 12           | 83     | 12   |
| くらし保健福祉部        | 363    | 4               | 99           | 241    | 19   |
| 商工労働水産部         | 130    | 3               | 21           | 96     | 10   |
| 農政部             | 153    | 1               | 47           | 95     | 10   |
| 土木部             | 182    | 4               | 68           | 110    | 0    |
| 危機管理防災局         | 13     | 0               | 1            | 12     | 0    |
| 国体・全国障害者スポーツ大会局 | 9      | 0               | 0            | 9      | 0    |
| 出納局             | 11     | 2               | 0            | 9      | 0    |
| 鹿児島地域振興局        | 3      | 0               | 0            | 0      | 3    |
| 南薩地域振興局         | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 北薩地域振興局         | 1      | 0               | 0            | 0      | 1    |
| 始良・伊佐地域振興局      | 1      | 0               | 0            | 0      | 1    |
| 大隅地域振興局         | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 熊毛支庁            | 1      | 0               | 0            | 0      | 1    |
| 大島支庁            | 12     | 0               | 0            | 0      | 12   |
| 工業用水道部          | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 議会              | 6      | 1               | 0            | 5      | 0    |
| 教育委員会           | 121    | 13              | 43           | 60     | 5    |
| 選挙管理委員会         | 18     | 0               | 0            | 18     | 0    |
| 人事委員会           | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 監査委員            | 5      | 1               | 0            | 4      | 0    |
| 公安委員会           | 5      | 5               | 0            | 0      | 0    |
| 警察本部長           | 160    | 17              | 60           | 83     | 0    |
| 労働委員会           | 3      | 0               | 0            | 3      | 0    |
| 収用委員会           | 3      | 0               | 0            | 3      | 0    |
| 海区漁業調整委員会       | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 内水面漁場管理委員会      | 0      | 0               | 0            | 0      | 0    |
| 県立病院事業管理者       | 14     | 0               | 9            | 1      | 4    |
| 計               | 1,581  | 83              | 386          | 1,006  | 106  |

- 注 1 「全庁共通事務」とは、本庁の課（室）と出先機関において共通の内容で実施している個人情報取扱事務（現に全ての所属においては実施していないが、特定又は複数の部局において実施しているものを含む。）をいう。
- 2 「出先機関共通事務」とは、出先機関において実施している個人情報取扱事務であって、複数の出先機関において共通の内容で実施しているものをいう。
- 3 「所属固有事務」とは、全庁共通事務又は出先機関共通事務のいずれにも該当しない個人情報取扱事務であって、本庁の 1 課（室）又は 1 出先機関のみにおいて実施しているものをいう。
- 2 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求件数並びにこれらに対する対応状況
- (1) 保有個人情報の開示請求の状況

## ア 請求件数

258件

## イ 開示、一部開示及び不開示の決定件数

| 区 分  | 件 数 |
|------|-----|
| 開示   | 24  |
| 一部開示 | 190 |
| 不開示  | 35  |
| その他  | 9   |
| 計    | 258 |

注 その他は、請求の取下げ及び却下である。

## ウ 実施機関別処理状況

| 区 分       | 請 求<br>件 数 | 左 の 処 理 状 況 |      |     |     |
|-----------|------------|-------------|------|-----|-----|
|           |            | 開 示         | 一部開示 | 不開示 | その他 |
| 知事        | 33         | 14          | 11   | 6   | 2   |
| 総務部       | 6          | 2           | 0    | 4   | 0   |
| 暮らし保健福祉部  | 15         | 5           | 8    | 2   | 0   |
| 商工労働水産部   | 1          | 1           | 0    | 0   | 0   |
| 農政部       | 2          | 1           | 1    | 0   | 0   |
| 鹿児島地域振興局  | 1          | 1           | 0    | 0   | 0   |
| 北薩地域振興局   | 1          | 1           | 0    | 0   | 0   |
| 大隅地域振興局   | 6          | 2           | 2    | 0   | 2   |
| 大島支庁      | 1          | 1           | 0    | 0   | 0   |
| 教育委員会     | 4          | 2           | 1    | 1   | 0   |
| 人事委員会     | 1          | 1           | 0    | 0   | 0   |
| 公安委員会     | 1          | 0           | 1    | 0   | 0   |
| 警察本部長     | 218        | 7           | 176  | 28  | 7   |
| 県立病院事業管理者 | 1          | 0           | 1    | 0   | 0   |
| 計         | 258        | 24          | 190  | 35  | 9   |

注 請求がなされた実施機関についてのみの記載である。

- (2) 保有個人情報の訂正請求の状況  
0件
- (3) 保有個人情報の利用停止請求の状況  
5件
- 3 開示請求等の特例に係る開示申出の件数  
4,246件
- 4 審査請求の件数及びその処理状況  
2件（処理中2件）

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 5 年 9 月 19 日鹿児島県選挙管理委員会告示第38号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

| 左 欄  | 右 欄        |          |
|--|------------|----------|
| 地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数   | 26, 331    |          |
| 地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数   |            |          |
| 地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数   | 264, 566   |          |
| 地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 鹿児島市・鹿児島郡区 | 149, 282 |
|  | 鹿屋市・垂水市区   | 30, 900  |
|  | 枕崎市区       | 5, 524   |
|  | 阿久根市・出水郡区  | 8, 054   |
|  | 出水市区       | 14, 216  |
|  | 指宿市区       | 10, 763  |
|  | 西之表市・熊毛郡区  | 10, 922  |
|  | 薩摩川内市区     | 25, 455  |
|  | 日置市区       | 12, 976  |
|  | 曾於市区       | 9, 415   |
|  | 霧島市・始良郡区   | 36, 547  |
|  | いちき串木野市区   | 7, 452   |
|  | 南さつま市区     | 8, 977   |
|  | 志布志市・曾於郡区  | 11, 442  |
|  | 奄美市区       | 13, 098  |
|  | 南九州市区      | 9, 153   |
| 伊佐市区   | 6, 732     |          |
| 始良市区   | 21, 351    |          |
| 薩摩郡区   | 5, 441     |          |
| 肝属郡区   | 9, 460     |          |
| 大島郡区   | 15, 739    |          |
| 地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数   | 264, 566   |          |
| 地方自治法第86条第1項に基づく副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超  |            |          |

える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

## 警 察 本 部 告 示

### 鹿児島県警察本部告示第 6 号

鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程（令和 3 年鹿児島県警察本部訓令第 24 号）第 2 条第 2 項の規定により，国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国家公安委員会規則第 6 号）第 11 条の規定により鹿児島県公安委員会が定める行政手続等に係る申請等について法令の名称及び規定を次のとおり告示し，令和 6 年 1 月 4 日から施行する。

なお，令和 5 年 12 月 12 日鹿児島県警察本部告示第 5 号（鹿児島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用等に関する規程第 2 条第 2 項に規定する対象手続の告示）は，令和 6 年 1 月 3 日限り廃止する。

令和 5 年 12 月 22 日

鹿児島県警察本部長 野川明輝

| 法 令 の 名 称  | 規 定   |
|--|---|
| 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）                            | 第 74 条の 3 第 5 項並びに第 78 条第 1 項，第 4 項及び第 5 項  |
| 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）                             | 第 9 条（警備業者が，その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務（内閣府令で定めるものを除く。）を行おうとするときの届出に限る。），第 10 条第 1 項，第 16 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 2 項 |
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）             | 第 8 条第 1 項  |
| 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成 28 年法律第 9 号） | 第 10 条第 3 項   |
| 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）                       | 第 5 条第 1 項，第 8 条第 1 項及び第 8 条の 5 第 1 項   |
| 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）   | 第 17 条第 1 項   |
| 古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第 10 号）                   | 第 14 条の 2（古物商が仮設店舗において古物営業を営む場合において，その場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）   |
| 遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号）                    | 第 26 条，第 28 条第 2 項，第 28 条第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。），第 31 条第 1 項，第 32 条，第 33 条第 1 項及び第 41 条                                   |

|                                     |              |
|-------------------------------------|--------------|
| 鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号） | 第8条第2項及び第15条 |
|-------------------------------------|--------------|